

○町田市長期計画審議会条例

平成22年6月25日

条例第11号

政策経営部企画政策課

改正 令和2年6月30日条例第18号

(設置)

第1条 町田市長期計画（町田市基本計画に替わる新たな町田市の長期計画をいう。以下同じ。）の策定に資するため、町田市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、町田市長期計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

(令2条例18・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者 4人以内

(2) 市民団体等の代表 8人以内

(令2条例18・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申をしたときまでとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

(令2条例18・旧第7条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第54号の次に次の1号を加える。

(55) 長期計画審議会委員

別表景観審議会の項の次に次のように加える。

長期計画審議会	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	市民団体等の代表	日額 10,600円

附 則 (令和2年6月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。